

令和6年4月24日

総務省東海総合通信局インターンシップ2024実施要領

1. 趣旨

本要領は、大学、大学院（以下「大学等」という。）に在籍する学生を対象として、総務省東海総合通信局において就業体験を行う場合における実施方法、インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）の資格要件、サービス及びその他必要事項を定めるものである。

2. 実習の目的

本実習は、大学等の学生を総務省東海総合通信局において実習を行わせることにより、学生の職業意識を高めるとともに、情報通信行政について理解を深めることを目的とする。

3. 実習生の資格

大学等に在籍する学生

4. 実習期間

実習期間は、令和6年9月2日（月）から9月6日（金）までのうち、1日間～5日間程度とし、具体的な日程については、実習生を担当する課の実情により総務省東海総合通信局総務課が決定する。

5. 実習時間

実習時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。

6. 実習場所

実習場所は、総務省東海総合通信局（名古屋市東区白壁1-15-1）等とする。

7. 実習生の受け入れ

- (1) 総務省東海総合通信局は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は「インターンシップ参加票」を令和6年7月17日（水）までに総務省東海総合通信局まで提出する。
- (3) 総務省東海総合通信局は令和6年7月31日（水）までに受け入れる実習生を選考、決定して通知する。
- (4) 実習生は実習開始前にサービス規律の遵守にかかる誓約書を提出する。

8. 実習に係る費用

総務省東海総合通信局は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、交通費及びその他費用を支給しない。

9. 服務等の取り扱い

- (1) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等をかんがみ、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 上記(1)に該当する場合の他、実習生が本実施要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができるものとする。
- (3) 実習の欠席は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (4) 実習生は、実習を欠席する場合は、事前に総務省東海総合通信局総務課の担当者に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに担当者に連絡することとする。

10. 秘密の遵守

- (1) 実習生は実習中に知り得た秘密（国家公務員法第100条に定めるもの。）を部外者に実習中及び実習終了後において漏らしてはならない。
- (2) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に総務省東海総合通信局の承認を得なければならない。

11. 災害補償等

実習生は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、インターンシップ等の賠償責任保険もしくは左記に類する保険に加入しなければならない。実習生が関係者に損害を与えた場合、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償することとする。

12. 応募及び問合せ

総務省東海総合通信局総務課インターンシップ担当（担当：市川、弘津（ひろつ））
〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館
e-mail : jinji-tokai@soumu.go.jp

以 上